**子ども・子育て支援制度**

**令和６年度**

認定こども園・保育所等

を利用される皆様へ

**○支給認定証について**

「支給認定証｣は認定こども園，保育所等を利用する際に，町や施設から提示を求められる事がございますので，以下の注意事項を御確認いただき大切に保管してください。

１　認定証を紛失された場合は，再交付の手続きをしていただくことになります。

２　申請内容に変更があれば，必ず変更の申請をしてください。

３　中種子町から転出される場合は，認定証を返還してください。

４　正当な理由なしに，認定こども園，保育所等の利用に係る認定に必要な報告や文書等の提出等を行わなかった場合や虚偽の報告，文書等の提出等を行った場合，認定証の提出・返還の求めに応じない場合等は，１０万円の過料を科されることがあります。

**○保育時間・期間の認定基準について（２号・３号認定）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　由 | 保育標準時間 | 保育短時間 | 認定期間 | 備　考 |
| 就　労 | １ヶ月に１２０時間以上の就労 | １ヶ月に56時間以上120時間未満の就労 |  | １ヶ月の就労時間が120時間に満たない場合であっても，就労時間等で保育標準時間が認定される場合があります |
| 妊娠・出産 | ○ |  | 産前２ヶ月・産後２ヶ月程度 | 出産予定の２ヶ月前の月初めから出産予定の産後２ヶ月後の末日まで |
| 疾病・障害等 | 重度障害者等 | 障害者等 | 事由による必要な期間 | 養育者（保護者）の疾病や傷害等により認定 |
| 介護・看護等 | ○ |  | 事由による必要な期間 | 両親等の介護や，看護等により認定 |
| 災害復旧等 | ○ |  | 事由による必要な期間 | 罹災証明書等の期間により認定 |
| 求職活動等 |  | ○ | ２ヶ月間 | １年間に保護者等各１回のみの認定 |
| 就　学 | ○ |  | 事由による必要な期間 | 就学証明書等の期間により認定 |
| 育　休 |  | ○ | 乳児が１歳になる月の末日まで | 左記にかかわらず，保護者の健康状態，子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合で，必要な期間が認定される場合があります |

※保護者の希望により，「保育標準時間認定」を「保育短時間認定」とする事ができます。

　また，国からの通知等で現に保育所等を利用している児童については、保育短時間認定の対象となる場合であっても，保護者の意向により「保育標準時間」の認定とすることができる経過措置を設けております。

上記の認定の変更を御希望される場合は，申出書を提出していただく必要がありますので福祉係までお問い合わせください。

**○保育料について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 中 種 子 町 基 準 |  | 中　種　子　町　基　準 |
| 階層 | 区　分 | １号認定 | 階層 | 区　分 | 3歳未満（3号認定） | 3歳（2号認定） | 4歳以上（2号認定） |
| 教育標準時間 | 標準時間 | 短時間 | 標準時間 | 短時間 | 標準時間 | 短時間 |
| 1 | 生活保護世帯 | 0 | 1 | 生活保護世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2 | 市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等） | 0 | 2 | 市町村民税非課税世帯（ひとり親等世帯） | 0( 0 ) | 0( 0 ) | 0( 0 ) | 0( 0 ) | 0( 0 ) | 0( 0 ) |
| 3 | 市町村民税均等割課税世帯（ひとり親世帯等） | ０(0) | 3 | 市町村民税均等割課税世帯（ひとり親世帯等） | 14,200 (9,000) | 13,000 (9,000) | 0(0) | 0 (0) | 0(0) | 0 (0) |
| 4 | 市町村民税所得割課税額 | 77,100円未満（ひとり親世帯等） | 0(0) | 4 | 市町村民税所得割課税額 | 48,600円未満（ひとり親世帯等） | 19,500(9,000) | 19,300(9,000) | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| 5 |  72,800円未満 | 24,700 | 24,400 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5 | 211,200円未満 | 0 | 6 | 97,000円未満 | 30,000 | 29,600 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 7 | 133,000円未満 | 37,200 | 36,700 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 6 | 211,200円以上 | 0 | 8 | 169,000円未満 | 44,500 | 43,900 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 9 | 235,000円未満 | 52,700 | 51,900 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  |  |  |  | 10 | 301,000円未満 | 61,000 | 60,100 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 11 | 397,000円未満 | 80,000 | 78,160 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 12 | 397,000円以上 | 81,190 | 78,160 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※保育料は，養育者（保護者）の市町村民税所得割額の合算により決定します。（ただし，生計の中心が祖父母などの場合には，祖父母などの税額で決定することがあります。）対象となる市町村民税額は，４月から８月が令和５年度分（令和４年分所得に対する市町村民税），９月から翌年３月が令和６年度分（令和５年分所得に対する市町村民税）となります。

※2・３号認定は小学校就学前の範囲において，施設を同時に利用する第２子は半額，第３子以降は無料となります。ただし，年収約３６０万円未満相当（所得課税額２・３号57,700円未満）の世帯においては，多子のカウントにおける年齢制限はありません。

※年収約３６０万円未満相当（所得割77,100円以下のひとり親世帯等については，第２子以降は無料となります。（年齢制限なし）

※保育料については，令和６年３月末頃に確定し，確定後利用料決定通知書を送付します。